一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業及び都市公園占用保育所等施設設置事業

○内閣府告示第六十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百三十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年十二月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月六日

消費者庁長官　岡村　和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地	平成二十八年十二月十六日

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業　国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業及び特産酒類の製造事業

○内閣府告示第六十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百三十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年十二月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　仙台市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　仙台市　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略道路占用事業、都市公園占用保育所等施設設置事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

○法務省告示第四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月六日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所

鹿児島県司法書士会

鹿児島県鹿児島市鴨池新町一番三号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第六号及び第九号に係る変更

変更の認証年月日

平成二十八年十二月十六日

○法務省告示第五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月六日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目七番十三号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第六号及び第九号に係る変更

変更の認証年月日

平成二十八年十二月十六日

○法務省告示第六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十九年一月六日

法務大臣　金田　勝年

住所　大阪府豊中市少路２丁目２番10号
朴知秀　昭和61年３月29日生

住所　大阪市鶴見区浜３丁目４番４号
金大奎　昭和50年４月29日生

住所　大阪府東大阪市荒本新町６番20―603号
エマヌエル・ヒロシ・ルハン・プマチャイ　平成５年８月13日生

住所　大阪府守口市大庭町１丁目19番16号
文美智子　昭和44年５月21日生

住所　大阪府東大阪市新池島町２丁目６番７号
朴美咲紀　平成５年６月24日生

住所　大阪府八尾市亀井町１丁目２番12号
尹敏男　昭和17年４月23日生

愼雪子　昭和21年１月28日生

尹里恵　昭和48年１月14日生

尹寿隆　昭和50年３月９日生

住所　大阪府東大阪市喜里川町14番３号
尹秀隆　昭和52年９月11日生

住所　大阪府吹田市千里山西１丁目41番17号
元朱里　昭和63年10月26日生

住所　大阪府箕面市箕面４丁目９番３―52号
丁秀煥　昭和44年３月15日生

住所　大阪市此花区西九条１丁目10番27号
楊暁瑩　昭和63年７月９日生

住所　大阪市東成区大今里南１丁目６番１―406号
範寧　昭和54年11月10日生

住所　大阪市平野区長吉出戸３丁目２番２号
裴曼　昭和57年１月28日生

住所　大阪市都島区内代町３丁目８番26号
元基淵　昭和35年３月24日生

住所　大阪府門真市千石東町４番32―406号
李玉軍　平成２年11月７日生

住所　大阪市福島区海老江６丁目11番14号
姜弘敏　昭和36年２月18日生

住所　千葉県松戸市金ケ作418番地63
金覺華　昭和54年６月25日生

住所　静岡県焼津市大覚寺85番地３
関暁穎　昭和60年12月13日生

住所　横浜市港北区日吉２丁目24番34号
陳理真　昭和61年９月１日生

住所　横浜市港北区篠原町1099番地82
ナンシー・イネス・ワダ　昭和40年７月10日生

住所　大阪府富田林市中野町３丁目3115番地１
成典慶　平成元年６月８日生

住所　青森県上北郡六戸町小松ケ丘６丁目77番地355
リカ・ウティヤティ・ヨアナ　昭和60年６月28日生

住所　広島市西区天満町18番20―404号
ハビエル・マルティン・タニグチ・ペロカル
平成６年５月13日生

住所　広島市西区中広町３丁目19番14―601号
金愛美　昭和62年１月28日生

金愛絵　平成７年１月29日生

住所　石川県野々市市本町５丁目14番13号
張発雷　昭和59年３月２日生